

教育委員会協議会日程

令和3年（2021年）10月28日

1 開 会

2 協議事項

議席の指定について

3 前回会議録の承認

4 議事録署名委員の決定

5 報告事項

- (1) 小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議について（答申）
(資料1 青少年課)
- (2) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について (資料2 教育指導課)
- (3) 在校等時間管理システムについて (資料3 教育指導課)
- (4) 市立中学校における通知票の誤記載について (資料4 教育指導課)
- (5) 市立小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び9月以降の
教育活動等について (資料5 教育総務課)
- (6) 市立小中学校の修学旅行の実施状況について (資料6 教育指導課)
- (7) 市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について (資料7 教育部・文化部)
- (8) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その11)
(資料8 教育部・文化部)

6 その他

令和3年度上半期寄付採納状況について【資料配布のみ】 (資料9 教育総務課)

令和3年度上半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について【資料配布のみ】

(資料10 教育総務課)

7 閉 会

小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議について（答申）

令和3年10月11日(月)、小田原市青少年問題協議会が市長に標記答申書を提出しましたので、その概要を報告します。

1 経緯

小田原市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく附属機関として昭和31年に青少年問題協議会条例により設置され、以来64年間、青少年施策の樹立と展開に大きな役割を果たしてきた。しかし、社会情勢の変化を踏まえ、今後の在り方について検討が必要となったことから、令和2年11月18日(水)、市長は同協議会に対して、新たな時代に即した子ども・若者支援施策の方向性と、施策推進の要となる同協議会の在り方についての協議・検討を諮問した。

検討に当たっては、3人の委員からなる育成部会を設置して答申案のベースとなる素案を作成すると共に、青少年施策推進アドバイザーとして横浜国立大学教育学部の藤井佳世教授を迎え、指導・助言の下で議論を深めた。

2 答申書の概要

(1) 施策の推進体制について

- ア 青少年問題協議会の在り方
組織名を、未来志向の表現に改め、親会議と分科会の2層構造として機動力を強化する。
- イ 庁内における連携体制の構築

(2) 小田原市青少年育成方針の策定

子どもや若者に関わる行政施策の目指すべき方向性を明示するとともに、行政と市民が共に活動していくための道しるべとして育成方針を策定する。

目標：子どもや若者が活躍できるまち

(3) 子ども・若者支援施策の方向性について

- ア 子どもの参画力の育成
- イ 体験学習の実施
- ウ 子ども・若者の居場所づくり
- エ 表彰制度の見直し
- オ 関係団体の体制強化
- カ 相談体制・その他の分野

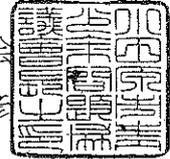
3 今後の方向性

- ・答申を受けて、新総合計画のもとで、新しい施策の推進に向けた所用の整備を行っていく。
- ・新総合計画のもとで推進される各課の個別計画について、答申書との整合を図っていく。
- ・(仮称)小田原市青少年未来会議の設置
- ・小田原市青少年善行表彰制度の改正
- ・新規事業の企画・実施に向け、関係機関・団体等との調整

令和3年（2021年）10月11日

小田原市長 守屋 輝彦 様

小田原市青少年問題協議会
会長 守屋 輝彦



小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議に
ついて（答申）

令和2年（2020年）11月18日付け青第59号で本協議会に諮問された小田原市に
おける子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議について、次のとおり答申し
ます。

答 申

はじめに

2019年暮れに発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界を席卷し、私たちの日常生活を根底から覆してしまった。教育現場におけるデジタル化が加速し、親世代にあってはテレワークの急速な普及で新しい働き方が求められ、増えた時間を家族と過ごす等、家族間にも前向きな変化が現れた。

その一方で、児童虐待やひきこもり、ヤングケアラー、貧困等が社会問題としてクローズアップされ、あるいはインターネットの利活用が進んだことでSNSに起因する犯罪や人権侵害等の深刻化が懸念される。

子ども・若者支援は、目に見えるかたちでの成果が得にくいものであるが、小田原に生まれ育った子どもたちが、ふるさとを誇りに思い、将来もこのまちに住み続けたいと望んでもらえることが、何よりの成果ではないだろうか。

我々はここに、令和の子どもたちが、様々な経験を積み重ね、豊かな心とたくましさをも身に付け、多くの選択肢の中から自分らしい人生を生き抜くことを願って、意見具申をするものである。

第6次総合計画策定に当たっては、本提言の主旨を斟酌し、出来るところから、順次、事業化を図っていただきたい。

1 施策の推進体制について

(1) 青少年問題協議会の在り方

小田原市青少年問題協議会は、昭和28年制定の「地方青少年問題協議会法」に基づき、市の附属機関として昭和31年に設置された。以来、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立や実施に際しての調査審議体としての役割を担ってきた。

しかしながら、青少年を取りまく環境は時代を追うごとに大きく変化しており、昭和50年～60年代に横行した校内暴力や非行・真犯といったものは、最近では大きく取り上げられることはなくなり、代わって、いじめや自殺、SNSに関するトラブル等の新しい課題が発生し、青少年を取り巻く課題は大きく変容した。

現在の青少年問題協議会の所掌事務は、「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議」「これら施策の適切な実施のために必要な行政機関相互の連絡調整」「各種表彰事業の審査」であるが、社会情勢の変化を受け、令和の時代に即応した会議体に発展的改組をする必要がある。新組織に関する具体的な提案は、下記表のとおりである。

青少年問題という言葉のマイナスイメージを払しょくし、青少年の未来を応援する組織として、会議体の名称は、未来志向の表現が望ましい。

組織構成としては、年に1～2回程度開催する親会議をベースに、具体的なテーマに従って検討・協議を行う分科会で編成される2層構造により機動力を強化

することが望ましい。分科会は常設ではなく、必要に応じて選任されるものとする。

<親会議>

名 称	(仮称) 青少年未来会議
委員数	10人程度
委員構成	学識経験者(2人程度)を核に、分野ごとに委員を選出する分野(地域、教育関係、子育て世代、若者、女性、公募)
会長要件	委員の互選による
任 期	委嘱又は任命の属する年度の翌年度の末日まで
活動内容	ア 青少年健全施策の進捗管理 イ 分科会の活動テーマを決め、その活動報告を基に政策提言を行う。 ウ 各表彰事業の審査

<分科会>

名 称	(仮称) 青少年未来会議分科会
委員数	分科会ごとに3~4人程度
委員構成	調査・協議するテーマごとに、知見のある人を委員として選任。
任 期	親会議の指定による
活動内容	親会議から指定されたテーマについて、調査・協議し、結果を親会議に報告する。

(2) 庁内における連携体制の構築

青少年育成施策は、様々な部署に関連している。行政は往々にして縦割りになりがちであるが、関係課において青少年育成施策を横軸に政策連携を図る体制が必要である。

しかしながら、このことにより、関係課の事務量が増えることは協議会の本意ではない。よって、新たに構築される庁内連携体制において、各課は、(仮称)青少年未来会議の要請に応じて事業の評価や改善の取り組み等を報告いただき、新たな課題が生じた際には、(仮称)青少年未来会議が主体的に各課の事業に関与するような緩やかな仕組みとすることが望ましい。

2 小田原市青少年育成方針について

前頁で述べたとおり、青少年育成政策は、教育、福祉、市民活動など様々な分野に関連しているため、関係所管の機能を活用し、多様な視点から取り組む必要がある。

そこで、第6次総合計画策定に併せて、子どもや若者に関わる行政施策の基本的な方針を定め、目指すべき方向性を明示するとともに、振れ幅の少ない行政を着実に実行していただきたい。

また、この育成方針は行政と市民が共に活動していくための道しるべとなることが望ましい。

目標：子どもや若者が活躍できるまち

§ 1 子どもや若者が主体性を発揮できる

アクション：大人は子どもや若者が主体性を発揮できる環境を整備し、取り組みに寄り添う

§ 2 子どもや若者が安心して集える

アクション：大人は子どもや若者が安心して集える場や機会を提供する

§ 3 子どもや若者を支援する担い手を育成し、次の世代へと繋ぐ

アクション：子どもや若者が多様な人々と交流しながら成長する過程のなかで、青少年育成の担い手を養成し、次の世代へのバトンを繋ぐ

※ 具体的施策の推進においては、大人に多様な世代があるように、子どもにも多様性があることを念頭に、広く交流を図るものとする。

3 子ども・若者支援施策の方向性について

(1) 子どもの参画力の育成

これまでの本市の青少年育成施策は、体験学習や地域での見守りに偏っており、子どもの主体的な参画の促進という視点には脆弱性がみられる。今後は、単なるリーダー育成や体験学習の指導者養成のみにとどまらず、将来の世代として子どもたちの参画力を育成するという視点の強化が必要である。

子どもたちも社会の一員であることを大人が認識し、大人と子どもがそれぞれの立場から思いを反映できる市の体制をつくれることが理想である。

子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるような仕組みづくりを進めていただきたい。

(2) 体験学習

社会環境の変化やライフスタイルの多様化、デジタルトランスフォーメーショ

ンなど、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を子どもたち自らが養う必要がある。体験学習事業は、家庭や学校では得られない経験することで人生の選択肢を増やすことができる。また、学校や年齢を超えた仲間と交流を図ることで、課題解決能力・自己決定能力を身に付けるとともに、他人を思いやる心や自己肯定感を養うことができるという点で、極めて有効な施策である。

コロナ禍の今、学校が休校またはオンライン授業に切り替わり、文化祭や体育祭などの行事が中止になるなど、子どもたちの育ちの場、活躍の場が失われつつある。一方で、情報通信環境（ネット環境）の存在感が増している中で、デジタルとリアルのバランスに配慮した育成が必要である。

「経験すること」は子どもたちの人格形成に大きな影響を与える。子育て世代の親にとっても、魅力を感じる事業として、本市が標榜する世界が憧れるまち“小田原”の実現に向けた布石でもある。多角的に検討し、魅力的な事業を展開されたい。

(3) 子ども・若者の居場所づくり

令和3年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」は副題を「～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～」としている。居場所があることは、子どもの自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望、社会貢献への意欲、困難に直面した際の対応力等と相関関係があると言われており、子どもが安心できる多様な居場所が確保されていることは、青少年健全育成上、極めて重要である。

学校や家庭以外の居場所づくりとして、本市では、スクールコミュニティの理念の下、学校を中心に子ども食堂や放課後児童クラブなど多様な子どもの居場所づくりに取り組んでおり、着実に成果を上げつつある。

現在開所されている子どもの居場所は、放課後児童クラブを除けば、いずれも月1回程度の開催である。家庭や学校以外の地域において、子どもに多様な居場所を提供するという施策の本質からすれば、いつでも子どもが気楽に立ち寄ることができ、過ごし方を強要されないフリースペースのような常設の居場所や冒険遊び場などを作ることが施策の最終形であると思われる。よって、「まち全体が子どもの居場所」という考えを念頭に、行政主導による常設の居場所の設置について、公民連携も視野に入れて具体的な検討を開始していただきたい。

また、現在、市が実施している子どもの居場所は、主に小中学生を対象としているが、今後は若者のニーズを取り入れ、公共施設や民間施設等を活用した居場所づくりについても検討の必要がある。

なお、スクールコミュニティは、地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという本市独自の構想であるが、国が推進しているコミュニティ・スクールと言

葉が似ており市民が区別しにくいいため、表現に工夫が必要である。

(4) 表彰制度

青少年問題協議会が関わる表彰には、小田原市褒章基金条例に基づき市長が授与する青少年善行賞と、優良青少年団体及び青少年育成功労者等表彰要綱に基づき青少年問題協議会が実施する表彰がある。

青少年育成に顕著な活動をした功績ある方々を称えることは、青少年育成活動を広く市民に周知すると共に、市民活動のモチベーションアップにつながることから、これら表彰事業については、今後も継続すべきである。

しかしながら、青少年善行賞については、その要件が「親に孝養を尽くす行為その他親族に対する孝行が顕著であって他の模範となる」25歳以下の市民や団体とされているところ、「孝養」や「孝行」といった肉親への献身愛に重点を置きすぎると、年齢に不相応な家族的責任を課された青少年の困難な状況を行政が肯定するとも捉えかねない危惧がある。よって、今後は、表彰対象となる「善行」に、福祉活動やボランティア活動等も含めて広くとらえ、青少年の豊かな人間性の涵養を図り、他の模範とするにふさわしい行いをした青少年や青少年団体を表彰する事業として実施していただきたい。

(5) 関係団体の体制強化

往々にして行政は、市民との協働事業を立ち上げる事には精通していても、軌道に乗った事業を市民の自走活動に転換させることは苦手である。

従来、青少年事業に関して、「地域が一体となって青少年育成活動の充実やそれを支える人づくりに取り組み、健やかでたくましい青年を育てていく」という考えのもと、市民活動を主体とした次世代育成や、市民と行政の協働という事業形態に重きが置かれてきた。

しかし、青少年団体については設立から相当年数が経過しており、自走に向けた働きかけをすべき時期になっている。委託事業のうち、ノウハウが蓄積され、団体の活動として定着してきたものは補助事業に切り替えるほか、経済的支援と人的支援の重複については、段階的に人的支援を切り離し、団体が自らの判断と責任において活動することで、組織の活性化を図りたい。行政に支援される立場から、行政を支援する立場に移行することで、団体の更なる成長が期待できる。

同様に、子どもの居場所づくり事業についても、協働事業による負担金支出は、側面支援としての補助事業に切り替え、自立化促進を図るべきである。

(6) 相談体制・その他の分野

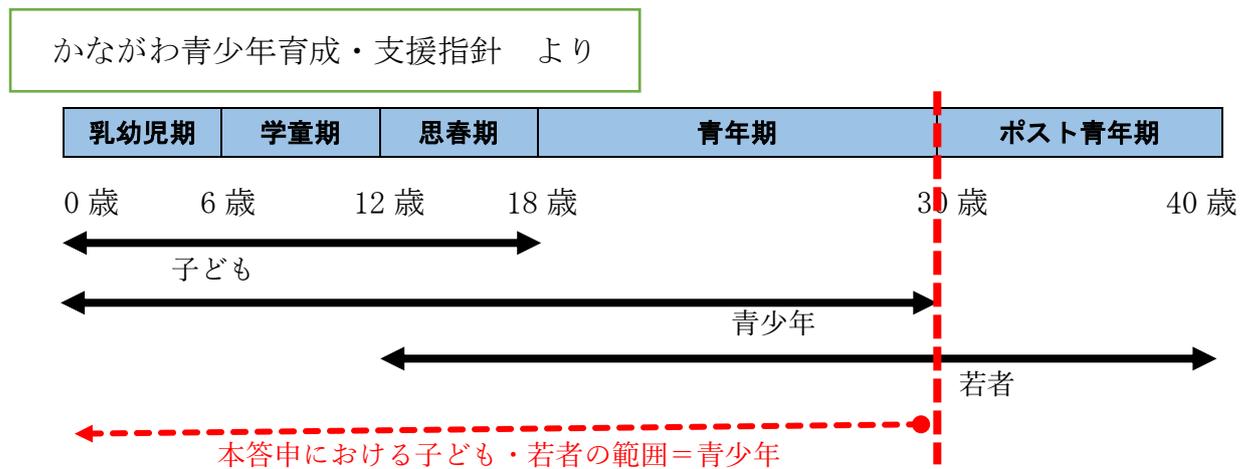
相談体制については、令和2年度に「おだわら子ども若者教育支援センター」を開設して、妊娠・出産期から青壮年期までの切れ目のない支援の中で相談機能を集約している。相談事業は、相談者に寄り添い、解決に導く支援を行

うことはもとより、市民の悩みや課題をくみ取って施策に反映させる広聴的役割も担っている。支援センターに相談が一元化したことで、施策への反映が途切れることのないよう、関係各課との連携が求められる。

また、青少年相談センターを廃止したことで、若年層の自殺対策や薬物乱用防止等、従来は青少年相談センターが担っていた機能の位置づけが見えにくくなっているため、関係各課と諸機関が連携を図り、適切に対応することが求められる。

次に、コロナ禍で青少年の居場所として、情報通信環境（ネット環境）の存在感が増しているが、フォローする仕組みが既存施策の枠組みの中になく新たな課題も発生している。青少年に関わる相談・支援体制については、今一度、整理する必要がある。

最後に、「かながわ青少年育成・支援指針」は、子ども、青少年、若者という言葉を用いて、0歳から18歳未満を子ども、0歳から30歳未満を青少年、12歳から40歳未満を若者と定義しているが、本答申においては若者を、青年期までと想定している。今後は、本市においても、これらを活用した上で、より効果的な青少年健全育成施策の推進を図られたい。



資 料

	ページ
・ 諮問書「小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る…… 9 調査審議について」写し	
・ 活動経過 ……………	10
・ 小田原市青少年問題協議会委員名簿……………	11
・ 小田原市青少年問題協議会育成部会活動報告書……………	省略

・ 諮問書「小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議について」写し

青第 59 号

令和 2 年（2020 年）11 月 18 日

小田原市青少年問題協議会
会長 守屋 輝彦 様

小田原市長 守屋 輝彦

小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議について（諮問）

このことについて、小田原市青少年問題協議会条例（昭和 31 年 4 月 1 日条例第 5 条）第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

小田原市における子ども・若者支援施策の方向性と青少年問題協議会の在り方に関する調査審議について

2 諮問理由

小田原市青少年問題協議会は、「地方青少年協議会法」に基づく附属機関として、昭和 31 年に設置されて以来、青少年施策の樹立と展開に大きな役割を果たしてきました。

一方、国においては、平成 21 年に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」の理念にのっとり、子ども・若者の健やかな育成と円滑な社会生活を営むための支援について、国及び地方公共団体の施策の基本となる事項が示されました。また、平成 25 年には、地方自治体の自主性尊重の理念に基づき、「地方青少年問題協議会法」が改正されました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、令和という新たな時代に即した子ども・若者支援施策の方向性と、施策推進の要となる本協議会の在り方について検証くださるよう諮問いたします。

事務担当：子ども青少年部 青少年課

・ **活動経過**

令和2年(2020年) 11月18日	令和2年度第2回 小田原市青少年問題協議会 場所：市役所全員協議会室	委員委嘱 市長からの諮問
令和3年(2021年) 1月20日	育成部会の発足	
1月から3月にかけて、オンラインによる育成部会の協議・検討		
3月29日	対面による育成部会の開催 場所：505会議室	中間報告書の作成
5月18日	令和3年度第1回 小田原市青少年問題協議会 場所：市役所全員協議会室	育成部会の活動報告
5月から7月にかけて、オンラインによる育成部会を開催し、答申案を協議		
7月26日	令和3年度第2回 小田原市青少年問題協議会 場所：市役所全員協議会室	育成部会の活動報告 答申案の検討
8月から9月にかけてオンラインによる育成部会を開催し、答申案の修正		
10月11日	令和3年度第3回 小田原市青少年問題協議会 場所：市役所全員協議会室	答申の作成

・ 小田原市青少年問題協議会委員名簿

任期：令和2年10月1日～令和4年9月30日

区分	氏名	推薦団体等	備考
会長	守屋 輝彦	小田原市長	
副会長 (育成部会)	杉本 聡	小田原市青少年育成推進員協議会	
委員	石幡 保雄	小田原市自治会総連合	
〃	太田あかね	女性団体代表（小田原えがりて）	
〃	大場 得道	小田原地区保護司会	
〃	手塚 高弘	小田原市小学校長会	～R3. 3. 31
	栞原 光		R3. 4. 1～
〃	中島 正視	小田原・足柄下地区中学校長会	～R3. 3. 31
	永山 健治		R3. 4. 1～
〃	立花ますみ	県西地区県立高等学校長会議	～R3. 3. 31
	塩浦 健吾		R3. 4. 1～
〃	後藤 利雄	小田原警察署 生活安全課長	
〃	土屋桂一郎	小田原市民生委員児童委員協議会	
〃	平井 良一	小田原市青少年健全育成連絡協議会	
〃	本多 茂	小田原市子ども会連絡協議会	
〃 (育成部会)	益田麻衣子	小田原市教育委員会	
〃 (育成部会)	村越 一夫	小田原市 PTA 連絡協議会	～R3. 7. 25
		学識経験者	R3. 7. 26～ R3. 10. 11
委員	竹田 將俊	小田原市 PTA 連絡協議会	R3. 7. 26～
〃	高須 正幸	神奈川県小田原児童相談所	～R3. 3. 31
	山岸 秀俊		R3. 4. 1～
〃	吉田トシ子	小田原市社会福祉協議会	～R3. 7. 25
	鈴木 榮子		R3. 7. 26～
〃	吉田 眞理	小田原市子ども・子育て会議	

令和 3 年度全国学力・学習状況調査 小田原市の結果について

小田原市教育委員会

目 次

1 はじめに

2 調査の概要

- (1) 調査の目的
- (2) 調査の方式
- (3) 調査の実施日および調査の対象
- (4) 調査の内容
- (5) 調査結果の見方
- (6) 本市の基本的な考え

3 各教科の平均正答率

- (1) 令和 3 年度 各教科の平均正答率一覧

4 調査結果のポイント

- (1) 主な成果について
- (2) 主な課題について
- (3) 質問紙調査について

1 はじめに

令和3年5月に実施された「令和3年度 全国学力・学習状況調査」の本市の調査結果の概要についてお知らせします。本市の調査結果及び課題等を公表することにより、学校・家庭・地域がより一層の連携をし、本調査から見える児童生徒の学力や学習状況から学習指導の改善に努めていきたいと考えています。

なお、令和2年度に新型コロナウイルスの影響による臨時休業が行われたこと、学校再開後も感染対策を講じた上での教育活動となったことは、児童生徒の学力や学習状況にも影響を与えた可能性があります。令和元年度調査までの経年変化を捉える際には、単純な数値の増減のみでは比較できない場合があることも踏まえながら、本調査の結果を活用し、児童生徒への指導を充実させていく必要があると考えています。

また、本調査により測定できるのは、学力の特定の一部分であることや、学校における教育活動の一側面であることを踏まえ、結果については、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮して取り扱う必要があります。従って、本内容を活用の際にはこの趣旨を十分ご理解いただき、適切な取扱いをされますようお願いいたします。

2 調査の概要

(1) 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

(2) 調査の方式

悉皆調査

参考	年度	調査方式	調査科目
	平成 19～21 年度	悉皆調査	国語、算数・数学
	平成 22 年度	抽出調査	国語、算数・数学
	平成 24 年度	抽出調査	国語、算数・数学、理科
	平成 25・26 年度	悉皆調査	国語、算数・数学
	平成 27 年度	悉皆調査	国語、算数・数学、理科
	平成 28・29 年度	悉皆調査	国語、算数・数学
	平成 30 年度	悉皆調査	国語、算数・数学、理科
	平成 31 年度 (令和元年度)	悉皆調査	国語、算数・数学、 英語 (中学校のみ)
	令和 3 年度	悉皆調査	国語、算数・数学

※ 平成 23 年度は東日本大震災のため予定していた抽出調査を中止
※ 令和 2 年度は新型コロナウイルスのため悉皆調査を中止

(3) 調査の実施日および調査の対象

令和3年5月27日(木)

- ・小学校第6学年(市内25校、約1,400名 内1校は後日実施)
- ・中学校第3学年(市内11校、約1,300名)

(4) 調査の内容

- ① 教科に関する調査
 - ・小学校・・・国語、算数
 - ・中学校・・・国語、数学
- ② 質問紙調査
 - ・児童生徒に対する調査
 - ・学校に対する調査

(5) 調査結果の見方

本調査の結果で示されている平均正答率については、文部科学省の考え方に準じて整理している。

「全国学力・学習状況調査 報告書」(国立教育政策研究所)では「平均正答率の±10%の範囲内にあり、大きな差は見られない」としており、小田原市でも「平均正答率の±10%」を目安としながら調査結果を整理した。

(参考)

各都道府県・指定都市(公立)の状況については、平均正答率を見ると、全ての都道府県・指定都市が**平均正答率の±10%の範囲内にあり、大きな差は見られない。**

出典:「令和3年度 全国学力・学習状況調査 報告書」(令和3年8月 国立教育政策研究所)

(6) 本市の基本的な考え

小田原市教育委員会では、本調査の結果について次のような考えを基本としている。

本調査で測定できるのは「学力の特定の一部分」であり、地域性や家庭環境等による影響も受けるものと認識しているが、調査問題は、学習指導要領の目標・内容等に基づいて作成されたものであり、その結果は、児童生徒の学力の一側面を示す客観的な資料である。

3 各教科の平均正答率

(1) 令和3年度 各教科の平均正答率一覧(単位は%)

	教科	小田原市	神奈川県	全国
小学校	国語	58	63	64.7
	算数	66	70	70.2
中学校	国語	63	65	64.6
	数学	56	58	57.2

※市や県の正答率は整数表示

○小田原市の平均正答率は、「全国平均正答率±10%」の範囲内に全教科が含まれており、全国との大きな差は見られない。

小学校算数は前回調査よりも全国平均正答率との差がやや大きくなったものの、小学校国語、中学校国語、数学は全国平均正答率との差が小さくなった。今後も小学校・中学校ともに学習指導要領の示す資質・能力をしっかりと身につけていくことが大切である。

4 調査結果のポイント

(1) 主な成果について

【成果 1】 小学校・中学校ともに国語の学力が改善

○平成 31 年度（令和元年度）の調査において、小田原市の【課題 1】として「国語の漢字の定着・言語の力」を、【課題 2】として「小学校国語の話すこと・聞くこと」を挙げている。今回の調査では、**小学校・中学校ともに国語の全国平均との差が縮まっている。**

＜国語の調査における全国平均との差＞（数値は全国平均との差）

	平成 31 年度（令和元年度）	令和 3 年度
小学校	-7.8 ポイント	-6.7 ポイント
中学校	-1.7 ポイント	-1.6 ポイント

○特に小学校国語「話すこと聞くこと」では、**前回調査の-11.0 ポイントから、-3.3 ポイントと全国平均との差が縮まっており、改善の傾向**がみられる。

＜小学校国語の「話すこと・聞くこと」に関する設問の結果＞

（数値は平均正答率、単位は%）

設 問	小田原市	全 国
目的に応じ、話の内容が明確になるようにスピーチの構成を考える	73.8	77.5
資料を用いた目的を明確にする	71.0	74.9
目的や意図に応じ、資料を使って話す	78.8	81.0
平均	74.5	77.8

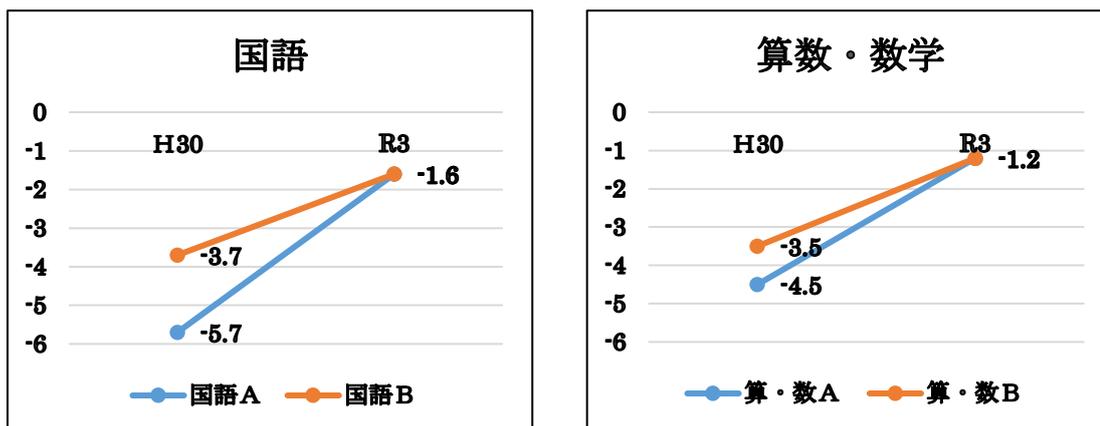
○また、中学校国語の「言語」についても**前回調査の-3.8 ポイントから、-2.2 ポイントと全国平均との差が縮まっており、改善の傾向**がみられる。

＜中学校国語の「言語」に関する設問の結果＞（数値は平均正答率、単位は%）

設 問	小田原市	全 国
文脈に即して漢字を正しく読む（伸ばして）	97.2	97.5
文脈に即して漢字を正しく読む（詳細）	87.1	88.8
事象や行為などを表す多様な語句について理解する	70.5	74.0
相手や場に応じて敬語を適切に使う	36.9	40.3
平均	72.9	75.1

各学校では、自校の全国学力・学習状況調査の分析をもとに、「学力の向上」に向けた取組が行われている。家庭学習や朝の時間、また、授業の始まりの時間などに、課題に計画的・継続的に取り組むなど、指導の工夫・改善の成果が現れている。

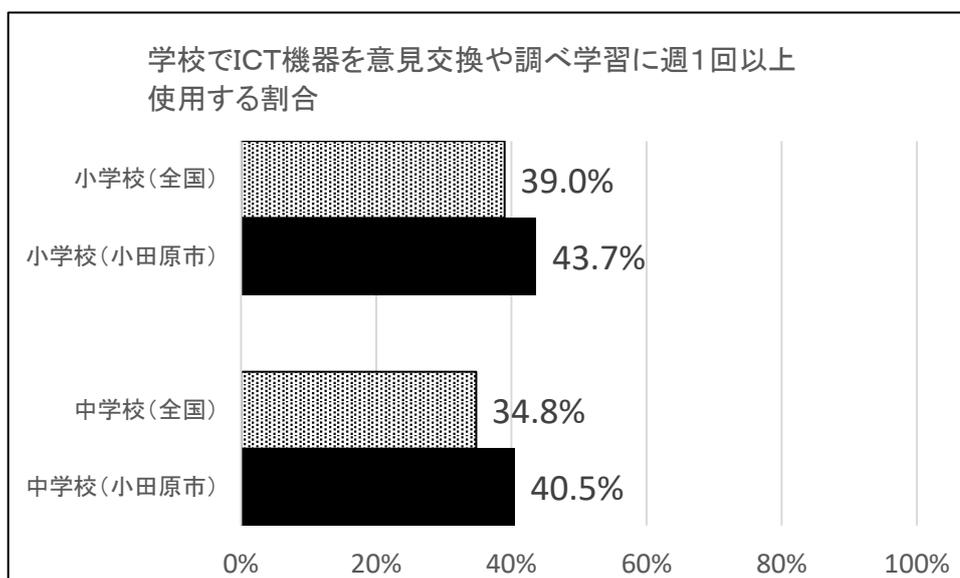
【成果 2】令和 3 年度の中学 3 年生は、3 年間で平均正答率が向上



○令和 3 年度の中学校 3 年生の結果を、平成 30 年度の小学校 6 年生の結果と比較し、同じ集団の 3 年後の変化を見ると、全国平均との差が -3 ポイント～-6 ポイント程度あったものが、国語・数学ともに差が縮まっている。

本市では小学校 6 年生から中学 3 年生への学力の変化をみると、調査平均正答率の向上が継続して見られている。今年度も、各学校で行っている指導方法等に関する研究や各中学校区を単位に行っている小中合同の研究会での取組の積み重ねが成果として現れている。

【成果 3】ICT 機器の活用



○「あなたは学校で、コンピュータなどの ICT 機器を、他の友達（生徒）と意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用していますか。」という質問事項に対する回答では、小学校で 4.7 ポイント、中学校で 5.7 ポイント全国平均を上回った。

国の G I G A スクール構想により児童生徒 1 人 1 台の学習用端末が整備されたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、本市では学習用端末の一部やアプリケーションを前倒しで導入し、各学校や家庭で ICT を活用した学習ができるようにした。ICT 機器を意見交換や調べ学習に活用している児童生徒が多いのは、その成果が表れているものと考えられる。令和 3 年度 4 月から学習ネットワークの本格運用が始まっているが、引き続き ICT を活用した教育の充実を図っていきたい。

(2) 主な課題について

【課題1】小学校国語の学力向上

○小学校国語では、改善傾向は見られるものの、継続して全国平均を5ポイント以上下回る状況である。領域別に見ても、「話すこと・聞くこと」以外の領域は5ポイント以上下回っている。

＜小学校 国語＞（数値は平均正答率、単位は％）

領 域	小田原市	全 国
話すこと・聞くこと	74.6	77.8
書くこと	52.1	60.7
読むこと	42.8	47.2
言語の特徴や使い方に関する事項	60.0	68.3

○小学校において、漢字を文の中で正しく使ったり、文脈に即して漢字を正しく書いたりすることについて継続して全国平均を下回っている。

＜小学校国語 言語に関する設問＞（数値は平均正答率、単位は％）

設 問	小田原市	全 国
学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使う (ころがっている)	63.0	78.3
学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使う (つみ重ねる)	43.8	54.4
学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使う (げんいん)	71.0	79.0
平均	59.3	70.6

漢字に関しては、昨年度までと同様「漢字を書き、文や文章の中で使うこと」に課題が見られた。漢字は日常生活の中で適切に使うことができるようにすることが大切であり、ノートに何度も書くだけでなく、漢字の意味をしっかりと理解したり、前後に用いられている言葉や文脈に合った漢字を書いたりするなどの学習の積み重ねが必要である。特に同音異義語については漢字辞典を使って意味を調べたり、同音異義語を使い分けた短文作りをしたりする学習などを取り入れていくとよい。

また、国語の力を高めていくためには、読書に親しみ、内容の全体を捉えながら、自分の感想や考えをもち、それらを文章で表現することも有効である。

【課題2】算数・数学の図形領域

○算数・数学の領域別平均正答率を見ると、小学校、中学校ともに「図形」領域が一番全国平均との差が大きくなっている。

＜小学校算数 図形領域の設問＞（数値は平均正答率、単位は％）

設 問	小田原市	全 国
三角形の面積の求め方について理解している	47.1	55.1
複数の図形を組み合わせた図形の面積について、量の保存性や量の加法性を基に捉え、比べることができる	70.5	72.5
複数の図形を組み合わせた平行四辺形について、図形を構成する要素などに着目し、図形の構成の仕方を捉えて、面積の求め方と答えを記述できる	39.6	46.0
平均	52.4	57.9

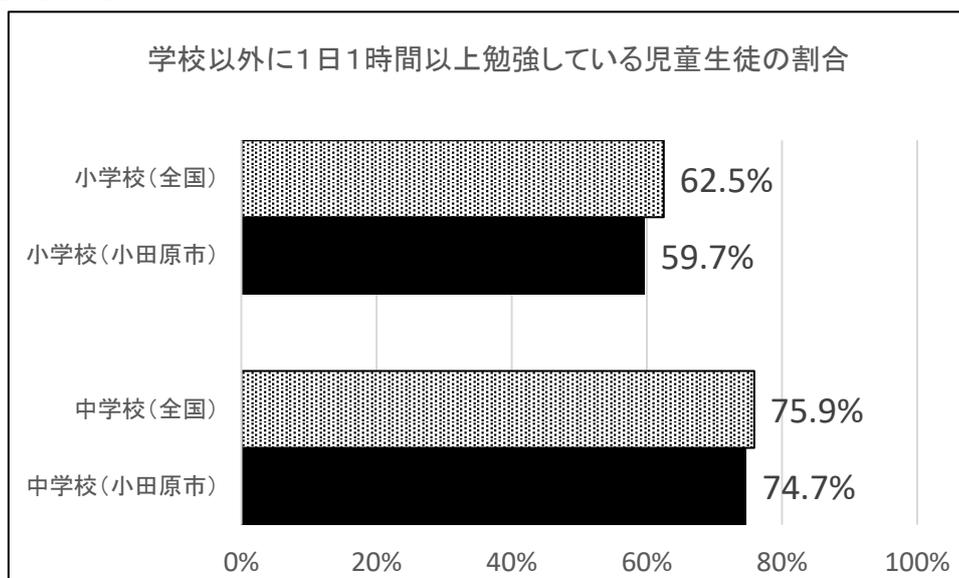
＜中学校数学 図形領域の設問＞（数値は平均正答率、単位は％）

設 問	小田原市	全 国
扇形の中心角と弧の長さや面積との関係について理解している	65.8	68.1
平行四辺形になるための条件を用いて、四角形が平行四辺形になることの理由を説明することができる	40.6	44.3
錯覚が等しくなるための、2直線の位置関係を理解している	60.8	64.3
ある条件の下で、いつでも成り立つ図形の性質を見だし、それを数学的に表現することができる	30.0	28.8
平均	49.3	51.4

図形の学習では、観察や構成などの活動を通して、図形を構成する要素などに着目して捉え、図形の計量について筋道を立てて説明することが重要である。そのために例えば、三角形や平行四辺形の底辺と高さの関係の理解を確実にし、図形を構成する要素などに着目して、基本図形の面積を求める公式の理解を深め、活用できるようにすることなどが有効である。

また、図形の性質を考察する場面では、予想した事柄が成り立つ理由を筋道立てて考えることや、条件を保ったまま図形を動かしても成り立つ事柄を見いだすことが大切である。

【課題3】家庭学習の定着



- 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）」という質問事項では、平成31年度に初めて小学校、中学校ともに全国平均を上回ったが、令和3年度調査では再び下回っている。

「家庭学習の時間」については、これまで各学校での取組が結果として表れ、継続して改善してきたが、今年度は再び全国平均を下回った状況である。

小学校においては、前回調査の本市の結果は66.3%だったのが、59.7%と減少している。全国平均も前回調査より3.6ポイント減少している。

中学校においては、前回調査の本市の結果は69.9%だったのが、74.7%と伸びているが、全国平均の伸びには及ばなかった。

これは、児童に対して家庭学習の声かけが減少するなど、コロナウイルス感染症による臨時休業等の影響がでたものと考えている。また、中学校においては、増加した家庭で過ごす時間が学習に生かされていることが考えられる。また、今回の調査から、設問に「インターネットを活用して学ぶ時間も含む」という補足が加わっている。ICTの活用が影響していることも考えられる。

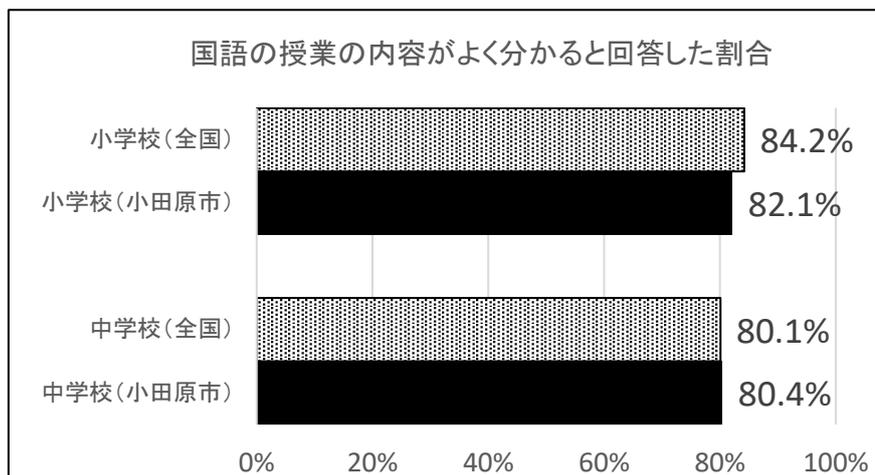
家庭学習の定着は児童生徒の学力向上につながることから、継続して家庭への啓発に努めていきたい。

(3) 質問紙調査について

クロス集計により教科に関する調査と相関関係のあることがわかっている質問紙調査の項目について、その一部を全国の状況と比べながら分析した。これらの項目に肯定的な回答をした児童生徒を増やしていくことで、教科の調査結果も向上していくと考えられる。

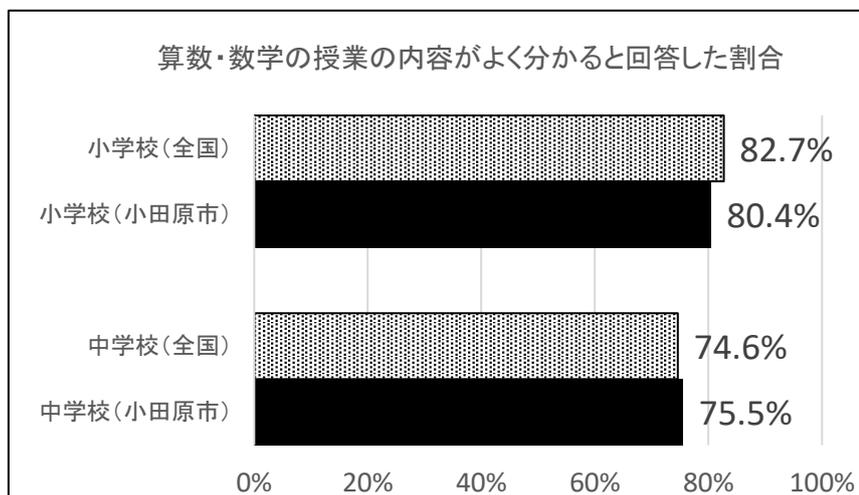
【質問紙1】「国語の授業内容がよくわかる」

○小学校、中学校ともに「国語の授業内容はよく分かりますか」という質問事項で「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合



【質問紙2】「算数・数学の授業内容がよくわかる」

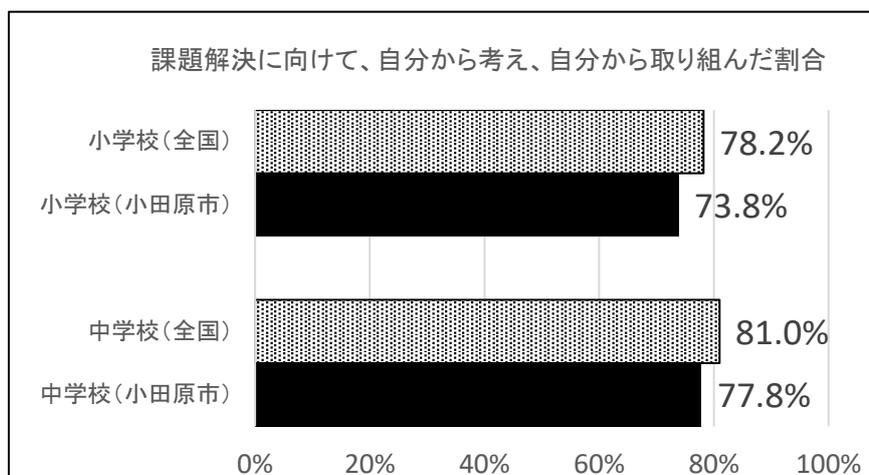
○小学校、中学校ともに「算数・数学の授業の内容はよく分かりますか」という質問事項で「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合



国語、算数・数学ともに、授業の内容がよく分かると回答した割合は、小学校・中学校ともに全国平均とほぼ同じであり、中学校ではやや上回った。児童生徒が自分の理解を確かめながら学習を進めていくことは、学習内容の定着にもつながっていく。授業の中で学習活動の見通しをもつ時間や、振り返りの時間を設けるなど、児童生徒が主体的に学ぶことができるようにすることが大切である。

【質問紙3】「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」

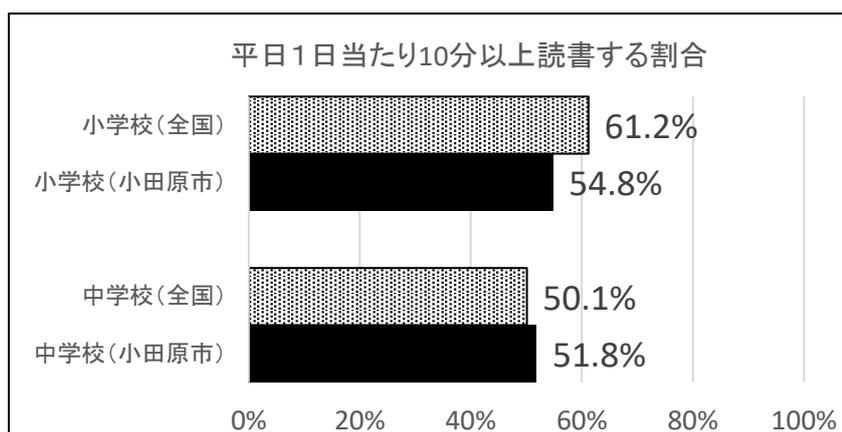
○小学校、中学校ともに「前学年までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問事項で「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と肯定的な回答した児童生徒の割合



課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組もうとする児童生徒の割合は全国平均をやや下回る結果であった。自分の考えをもち、主体的に課題に取り組むことは大変重要である。今後も、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒一人ひとりが自ら問いを見出し、その解決に向けて知識や技能を活用し、学びを深めることを大切にしたい質の高い授業を目指していくことが大切である。

【質問紙4】「日常的に読書をする」

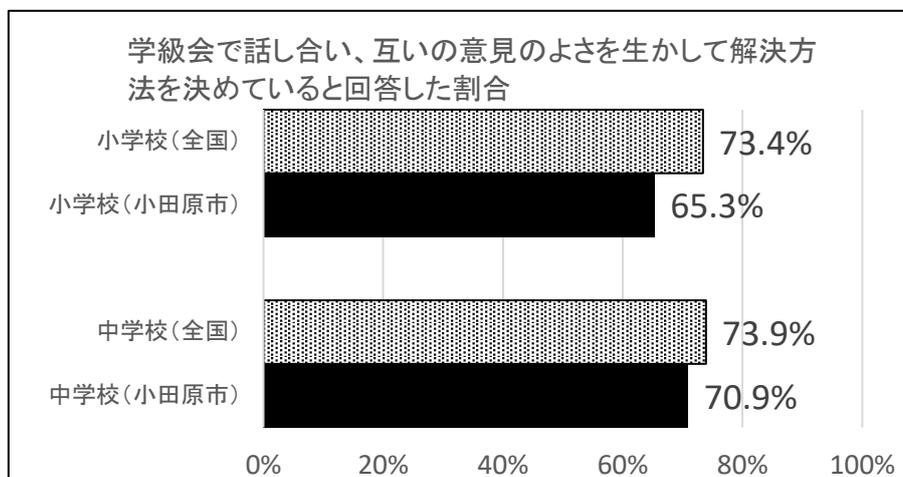
○小学校、中学校ともに「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という質問事項で「10分以上」と回答した児童生徒の割合



読書を日常的にするという児童生徒の割合は小学校では全国平均を下回り、中学校では上回る結果だった。日常的に本に親しむことは、国語の力のもとになるとともに、様々な世界や考え方に触れることにつながる。児童生徒が進んで本に親しめるよう、環境を整えたり、声かけをしたりしていくことが重要である。

【質問紙5】「学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を 決めている」

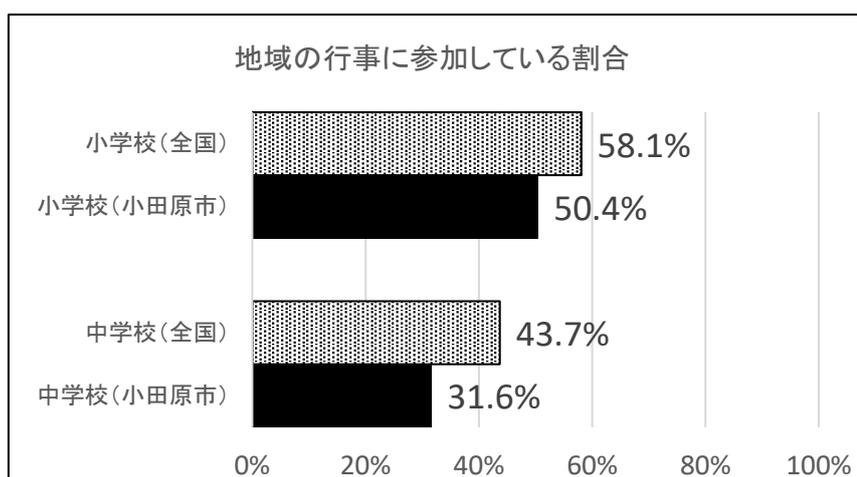
○小学校、中学校ともに「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」という質問事項で「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合



学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると感じている児童生徒の割合は、小学校・中学校ともに全国平均を下回る結果だった。「互いのよさを生かして解決方法を決める」話し合いを行うことは、学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につながる。児童生徒が互いに認め合い、温かい雰囲気の中で話し合いができるようにすることも大切である。

【質問紙6】「地域の行事に参加している」

○小学校、中学校ともに「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という設問で「当てはまる」と回答した児童生徒の割合



地域行事に参加している児童生徒の割合は全国平均、小田原市の結果ともに昨年度から低下している（小田原市小学校で5.9ポイント、中学校で8.8ポイント）。これには新型コロナウイルス感染症により、様々な地域行事等が中止となったことが影響していると考えられる。これからのグローバルな社会で多くの人と関わり活躍していくためには「社会力」の育成が大切であり、児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域が、それぞれの立場でできるところから教育環境を整え、児童生徒の育ちを支えていくことが大切である。



在校等時間管理システムについて

1 在校等時間管理システムについて

国からの指針に基づき教職員の在校等時間※1の客観的なデータ把握を目的とするとともに、教職員の長時間勤務等による健康への影響を未然に防止する取組の一環として実施する。

各学校に専用PCとICカード（対象者：県費負担教職員 907 人）※2を配付し、出退勤時にICカードを用いて打刻することで計測を行っていく。

2 背景

今までも、全教職員が個々にエクセルファイル等へ入力した超過勤務時間を管理職が集計し、市教委に提出していた。この一連の作業を本システムに移行することで、出退勤時間が自動的にデータ化され、集計等の負担軽減並びに正確かつ客観的計測が可能となる。

3 スケジュール

- ・ 6月～導入時事前説明（校長会、教頭会等）
- ・ 8月19日（木）～8月27日（金）システムの設置、導入時説明
- ・ 9月1日（水）～9月30日（木）システムの試験運用開始
- ・ 10月1日（金）～システムの運用開始、従前の教職員勤務実態調査表の報告（自己申告）からシステムを利用した報告（客観的な計測）に切り替えを行う。

4 運用における考え方

本システムにおいて、把握する項目は「在校等時間」とする。出張、土日の部活動や運動会等の学校行事、在宅勤務についても、その勤務時間を計上する。

システム自体の運用が教職員の負担にならないようなるべく簡易なシステムを導入した。また、詳細な利用マニュアルを作成することで、負担軽減に繋げていく。

5 今後の教職員の負担軽減等について

- ・ 在校等時間の正確かつ客観的な把握を用い、引き続き教職員の時間外勤務の縮減に向けた具体的方策について検討していく。
- ・ 産業医面接の有効活用や安全衛生委員会等の場で情報共有を図っていく。
- ・ システムの導入により、労働日数、労働時間等の計測が可能になる。また、押印見直しの考え方からも出勤簿の廃止（規則改正）を検討していく。
- ・ 教職員業務の支援スタッフであるスクール・サポート・スタッフの有効活用事例を集約し、各学校に周知する。

※1 在校等時間とは、通常の在校時間に加えて、校外引率や研修、在宅勤務等を含めた時間をいう。なお、自己研鑽の時間はこれに含まれない。

※2 県費・市費会計年度任用職員、県費再任用職員（拠点校指導員）、市費正規職員は対象外とする。

市立中学校における通知票の誤記載について

市立千代中学校（生徒数 524 人（1 学年 162 人、2 学年 188 人、3 学年 174 人））において、10 月 8 日に配付した前期通知票に誤記載があったため、生徒及び保護者に謝罪するとともに前期通知票の差し替えを行った。

1 誤記載の内容

- (1) 該当箇所 観点別評価及び評定（技術・家庭科）
- (2) 人 数 290 人分（1 学年 113 人、2 学年 87 人、3 学年 90 人）
- (3) 原 因
 - ・ 全学年で、手持ちの評価資料から表計算ソフトへの誤入力があった。（家庭科）
 - ・ 1・2 年生全員分について、9 月に実施した家庭科の定期テストの点数を表計算ソフトへ入力していなかった。（家庭科）
 - ・ 3 年生全員分について、技術科と家庭科の評価を合算するために用いた表計算ソフトの計算式に誤りがあったため、観点別評価の基となる数値が違っていた。

2 経 緯

- 10 月 8 日（金） 前期通知票を配付したところ、保護者 1 名から担任へ『10 月 12 日の通知票相談日に相談がしたい』と連絡があった。
- 10 月 12 日（火） 当該生徒について、家庭科の定期テスト 1 回分の点数を反映していないことが判明したため、全校生徒を対象に、全教科の調査を開始した。
- 10 月 13 日（水） 前日からの調査の結果、全校生徒のうち 290 人分について、技術・家庭科の観点別評価及び評定に誤記載があることが判明した。
校長から全校生徒にお詫びと説明を行い、保護者あてにもお詫びと説明の文書を配付した。
- 10 月 14 日（木）～ 家庭訪問等により前期通知票の差し替えを行った。

3 誤記載に至った要因

- ・ 教育委員会所定のチェックシートに基づく通知票作成が適正に行われていなかった。
- ・ 技術科と家庭科の各教科担当が、それぞれの教科の評価を合算して観点別評価及び評定をしていくが、教科担当同士での評価資料の確認が不十分であった。
- ・ 家庭科の教科担当は、初めて校務システムを使用して通知票を作成する教員であったが、サポート体制が不十分であった。

4 再発防止に向けた取組

- ・ 教育委員会は、10 月 19 日（火）に臨時校長会を実施し、全校長に事故の内容を周知し、再発防止の徹底について指示した。
- ・ 千代中学校では、チェックシートに基づくチェック体制を強化・徹底していくとともに、新たに、單元ごとの学習状況を確認できる資料を生徒に配付することとした。

通 知 票

前期	第 学年 組 番	氏名						
学 習 の 記 録	教科	観 点	評価	評定	「道徳」の評価、「総合的な学習の時間」の評価、「特別活動」の評価については学年末に記載します。			
	国語	知識・技能			道徳	(斜線)		
		思考・判断・表現						
		主体的に学習に取り組む態度						
	社会	知識・技能			総合的な学習の時間	観 点	学 習 内 容	
		思考・判断・表現						
		主体的に学習に取り組む態度						
	数学	知識・技能			学習の様子	(斜線)		
		思考・判断・表現						
		主体的に学習に取り組む態度						
	理科	知識・技能			特別活動	十分満足できる場合のみ○が記入されます。		
		思考・判断・表現				項 目	観 点	評 価
		主体的に学習に取り組む態度				学級活動		
						生徒会活動		
	音楽	知識・技能			学校生活の様子	(斜線)		
		思考・判断・表現						
		主体的に学習に取り組む態度						
	美術	知識・技能			学校生活の様子	(斜線)		
		思考・判断・表現						
		主体的に学習に取り組む態度						
	保健体育	知識・技能			学校生活の様子	(斜線)		
		思考・判断・表現						
		主体的に学習に取り組む態度						
	技術・家庭	知識・技能			学校生活の様子	(斜線)		
思考・判断・表現								
主体的に学習に取り組む態度								
外国語	知識・技能			学校生活の様子	(斜線)			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
					担任氏名・印	校長氏名・印	保護者印	

○観点別評価については、各教科の観点別（3観点）の評価規準に照らして、A^o・A・B・C^o・Cで評価しています。

○評定については、1～5の5段階で評定しています。

○斜線は、今回評価していないことを示しています。

A^o：観点の目標に準拠した実現状況に対して、十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの

A：観点の目標に準拠した実現状況に対して、十分満足できると判断されるもの

B：観点の目標に準拠した実現状況に対して、おおむね満足できると判断されるもの

C^o：観点の目標に準拠した実現状況に対して、努力を要すると判断されるもの

C：観点の目標に準拠した実現状況に対して、一層努力を要すると判断されるもの

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 及び9月以降の教育活動等について

1 経緯

本市の8月中の感染状況の拡大を踏まえ、夏季休業後の学校再開に当たり、校長会、市PTA連絡協議会役員、県保健福祉事務所等から意見を聴取した上で、短縮授業とすること等を決定した。その後も本市の感染状況や緊急事態宣言の延長等を踏まえて対応を図った。

- ・令和3年8月25日（水）発出 9月1日（水）～12日（日）の対応について通知
- ・令和3年9月2日（木）発出 9月13日（月）～26日（日）の対応について通知
- ・令和3年9月13日（月）発出 9月27日以降の対応について通知

2 家庭内での感染防止対策の徹底

保護者宛て通知において保護者に対し、不要な外出を控え、家庭内での感染防止対策を継続するとともに、健康観察票への家族の健康状態の記入、児童生徒又は同居家族に発熱等の風邪症状等が見られる場合に登校を控えるようお願いした。【9月30日（木）まで】

3 教育活動

(1) 午前中のみの短縮授業 【9月1日（水）から9月30日（木）まで】

（10月1日以降は、学校ごとに日課を決定）

- ・10月1日（金）から午後の授業を開始（小学校：8校/25校中、中学校：8校/11校中）
- ・10月18日（月）から全ての小中学校において午後の授業を開始
- ・自宅待機や感染の不安等により登校を控える児童生徒は、欠席ではなく出席停止扱い

9月(9月1日～30日)の出席停止1日以上の児童生徒数 (人)

	小学校 児童数:8,671人		中学校 生徒数:4,290人		合計 合計:12,961人	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
感染、濃厚接触、本人や家族の風邪症状	998	11.5%	148	3.4%	1,146	8.8%
感染の不安	271	3.1%	77	1.8%	348	2.7%
その他(ワクチン接種等)	43	0.5%	272	6.3%	315	2.4%
合計	1,312	15.1%	497	11.6%	1,809	14.0%

(2) 部活動の原則休止 【9月1日（水）から9月30日（木）まで】

（10月1日以降、感染リスクの低い活動のみ短時間で再開）

4 学習支援

(1) 短縮授業の実施等に伴う学習支援

午前中のみの短縮授業実施に伴い、家庭で過ごす時間が増えるため、学習用端末の持ち帰りを可能とした。さらに、陽性者や濃厚接触者として自宅待機（療養など）となった児童生徒や、感染の不安等から登校を控える児童生徒等に対して学習プリント等の課題の提示、授業の様子ライブ配信などの個別の学習支援を実施し、家庭に通信環境のない児童生徒にはモバイル

Wi-fi ルーターの貸出しを行った。また、10月1日（金）以降は、午前の授業を受けた後、給食を食べずに下校する児童生徒向けにも午後の授業の学習支援を実施した。

なお、授業のライブ配信は、9月6日（月）から学校ごとに順次開始し、9月13日（月）以降は、配信を希望する児童生徒がいる全ての学級で授業のライブ配信を行った。

授業のライブ配信の実施状況

（調査日：9月8日現在）

小学校			中学校			合計		
通常の学級数	配信希望学級数	実施学級数	通常の学級数	配信希望学級数	実施学級数	通常の学級数	配信希望学級数	実施学級数
296	114	106 (93.0%)	123	24	20 (83.3%)	419	138	126 (91.3%)

モバイル Wi-fi ルーターの貸出し状況

	小学校	中学校	合計
9月30日(木)まで	5台	2台	7台
10月1日(金)以降	3台	2台	5台

(2) クラスターの発生に伴う臨時休業等への備え

クラスター等が発生し、学級・学年単位等で臨時休業となるリスクに備え、家庭内の通信環境の有無にかかわらず授業のライブ配信の視聴等が行えるよう対策を講じた。

5 給食

(1) 給食の開始 【9月6日（月）から】

(2) 給食が不要な場合の取扱い

登校を控える場合又は登校して給食を食べずに帰宅する場合など、給食を辞退する場合の給食費を不要とした。

さらに、緊急事態宣言解除後の10月1日（金）以降も給食の辞退を可能とした。

給食を辞退した児童生徒数

（人）

	児童生徒数	9/6(月)～10(金)	9/13(月)～24(金)	9/27(月)～30(木)	10/1(金)以降
小学校	8,671	967 (11.2%)	909 (10.5%)	577 (6.7%)	256 (3.0%)
中学校	4,290	743 (17.3%)	1,080 (25.2%)	822 (19.2%)	243 (5.7%)
合計	12,961	1,710 (13.2%)	1,989 (15.3%)	1,399 (10.8%)	499 (3.9%)

6 放課後児童クラブ

9月1日（水）以降、夏季休業前と同様、放課後から午後7時まで通常どおり開所。

7 学校施設（グラウンド・体育館等）の地域開放

8月30日（月）から9月30日（日）まで一時中止とし、10月1日（金）から夜間の利用を午後9時までとして再開。

市立小中学校修学旅行の実施状況について

1 従来の実施方法

小学校は、春季に全学校一団により日光方面への旅行を実施している。

中学校は、春季に学校ごとに、主に京都・奈良方面への旅行を実施している。

2 令和3年度の実施計画

小学校は、全学校一団による日光方面への旅行を見送り、実施時期を秋季に変更の上、学校ごとにバスによる移動が可能な方面への旅行を計画した。

中学校は、当初計画は例年と同じく、春季に学校ごとに、主に京都・奈良方面への旅行を計画した。

3 令和3年度の実施状況

各小中学校では、新型コロナウイルス感染症の動向を注視し対応している。

実施状況は下表のとおりで、本年度の実施を中止した学校では代替事業を予定している。

実施状況(令和3年10月末見込)

	小学校	中学校	備 考
当初計画時期(全校)	9月中旬 ～12月上旬	5月下旬 ～6月上旬	
当初計画のまま実施	2校		新玉小 下府中小
当初計画のまま中止	3校		
当初計画のまま実施予定	14校		
当初計画を延期し実施		1校	国府津中
当初計画を延期し中止	1校	10校	
当初計画を延期し実施予定	5校		

※ 詳細は別紙のとおり

4 取消料等の公費負担

修学旅行の延期や中止等に伴い生ずる取消料等は、保護者の負担軽減の観点から、公費負担することとし、これまでの対応と同様に、今後、補正予算により対応する予定としている。

※ 参考

9月補正予算計上額 : 2,153千円(中学校3校の延期・中止等に伴う費用)

別紙

市立小中学校修学旅行の実施等の状況（令和3年10月末見込）

【小学校】

学校名	当初計画			延期			代替事業 (方面)
三の丸	11/26~11/27	静岡					
新玉	10/27~10/28	静岡	実施				
足柄	11/18~11/19	山梨・箱根					
芦子	12/5~12/6	山梨・箱根・静岡					
大窪	11/25~11/26	静岡					
早川	12/2~12/3	静岡					
山王	11/18~11/19	群馬・埼玉					
久野	11/16~11/17	静岡					
富水	11/18~11/19	横浜					
町田	10/28~10/29	静岡	延期	11/18~11/19	静岡		
下府中	10/28~10/29	静岡・山梨・箱根	実施				
桜井	11/18~11/19	静岡					
千代	11/25~11/26	静岡・箱根					
下曾我	10/29~10/30	静岡	中止				卒業旅行 (静岡)
国府津	11/17~11/18	静岡	中止				卒業旅行 (静岡)
酒匂	11/9~11/10	静岡					
片浦	9/17~9/18	山梨	延期	11/25~11/26	山梨		
曾我	11/1~11/2	箱根					
東富水	11/16~11/17	静岡・箱根					
前羽	9/16~9/17	静岡・箱根	延期	11/17~11/18	静岡・箱根		
下中	10/13~10/14	静岡・箱根	延期	11/17~11/18	静岡・箱根		
矢作	9/16~9/17	静岡・横浜	延期	12/2~12/3	静岡・横浜	中止	卒業旅行 (静岡・横浜)
報徳	9/21~9/22	静岡	中止				卒業旅行 (横浜)
豊川	11/24~11/25	静岡・箱根・山梨					
富士見	9/28~9/29	静岡・箱根・山梨	延期	11/16~11/17	静岡・箱根・山梨		

【中学校】

学校名	当初計画			延期 (上段：1回 下段：2回目)			代替事業 (方面)
				延期	中止	実施	
城山	5/22~5/24	京都・広島	延期	9/27~9/29	京都・広島	延期	卒業旅行 (東京・横浜)
				10/25~10/27	京都・奈良	中止	
白鷗	5/24~5/26	京都・奈良	延期	9/26~9/28	京都・奈良	中止	卒業旅行 (横浜ほか)
白山	5/25~5/27	京都・奈良	延期	10/11~10/13	長野	中止	卒業旅行 (方面検討中)
城南	5/27~5/29	京都・奈良	延期	9/26~9/28	京都・奈良	中止	卒業旅行 (千葉)
鴨宮	5/27~5/29	京都・奈良	延期	8/24~8/26	京都・奈良	中止	卒業旅行 (方面検討中)
千代	5/28~5/30	京都・奈良	延期	9/7~9/8	静岡	延期	卒業旅行 (方面検討中)
				10/5~10/6	静岡	中止	
国府津	5/30~6/1	京都・奈良	延期	8/23~8/25	長野	延期	
				10/9~10/11	長野	実施	
酒匂	5/22~5/24	京都・奈良	延期	8/31~9/2	京都・奈良	延期	卒業旅行 (方面検討中)
				10/20~10/22	長野	中止	
泉	5/20~5/22	京都・奈良	延期	9/16~9/18	京都・奈良	中止	卒業旅行 (箱根ほか)
橘	5/30~6/1	京都・奈良	延期	10/19~10/20	京都・奈良	中止	卒業旅行 (京都)
城北	5/28~5/30	京都・奈良	延期	10/5~10/7	京都・奈良	中止	卒業旅行 (方面検討中)

※ **赤字** は、9月補正予算において、修学旅行延期等補償金を予算計上

黄字 は、今後、補正予算で対応予定

市議会 9 月定例会・決算特別委員会の概要について

令和 3 年 9 月定例会日程

第 1 日目	9 月 1 日	水	補正予算並びにその他議案一括上程・提案説明
第 2 日目	9 月 2 日	木	(休 会) (議案関連質疑通告 締切 正午) (一般質問通告 締切 午後 3 時)
第 3 日目	9 月 3 日	金	(休 会)
第 4 日目	9 月 4 日	(土)	(休 会)
第 5 日目	9 月 5 日	(日)	(休 会)
第 6 日目	9 月 6 日	月	質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 7 日目	9 月 7 日	火	(休 会) 総務常任委員会
第 8 日目	9 月 8 日	水	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	9 月 9 日	木	(休 会) 建設経済常任委員会
第 10 日目	9 月 10 日	金	(休 会)
第 11 日目	9 月 11 日	(土)	(休 会)
第 12 日目	9 月 12 日	(日)	(休 会)
第 13 日目	9 月 13 日	月	(休 会)
第 14 日目	9 月 14 日	火	(休 会) (委員長報告書検討日)
第 15 日目	9 月 15 日	水	各常任委員長審査報告、採決 陳情等審査結果報告、採決 一般質問
第 16 日目	9 月 16 日	木	一般質問
第 17 日目	9 月 17 日	金	一般質問
第 18 日目	9 月 18 日	(土)	(休 会)
第 19 日目	9 月 19 日	(日)	(休 会)
第 20 日目	9 月 20 日	(月)	(休 会) (敬老の日)
第 21 日目	9 月 21 日	火	一般質問
第 22 日目	9 月 22 日	水	一般質問 決算認定案 (一般・特別・企業) 一括上程・提案 説明、決算特別委員会設置、付託 決算特別委員会 (正副委員長互選、全体説明、書類 審査・一般会計)
第 23 日目	9 月 23 日	(木)	(休 会) (秋分の日)
第 24 日目	9 月 24 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・一般会計)
第 25 日目	9 月 25 日	(土)	(休 会)
第 26 日目	9 月 26 日	(日)	(休 会)
第 27 日目	9 月 27 日	月	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・一般会計・ 特別会計・企業会計)
第 28 日目	9 月 28 日	火	(休 会) 決算特別委員会 (現地査察) (総括質疑通告 締切 午後 3 時)
第 29 日目	9 月 29 日	水	(休 会)
第 30 日目	9 月 30 日	木	(休 会)
第 31 日目	10 月 1 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (総括質疑、採決、とりま とめ)
第 32 日目	10 月 2 日	(土)	(休 会)
第 33 日目	10 月 3 日	(日)	(休 会)
第 34 日目	10 月 4 日	月	(休 会)
第 35 日目	10 月 5 日	火	(休 会) 決算特別委員会 (委員長報告書検討日)
第 36 日目	10 月 6 日	水	決算特別委員長報告、採決

告示 8 月 25 日 (水)

* 議会運営委員会開催予定 8 月 26 日 (木) 午前 10 時

厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

令和3年8月2日実施

1 所管事務調査

（1）報告事項

- ・ 新しい学校づくり推進事業について

令和3年9月8日実施

1 議題

（1）議案

- ・ 議案第57号 令和3年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）
- ・ 議案第62号 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・ 中央図書館外壁タイル改修工事に伴う臨時休館について
- ・ 令和3年度教育委員会事務の点検・評価の結果について
- ・ 小田原市学校給食センター整備事業に係る公募型プロポーザルの実施について
- ・ 令和4年度使用中学校教科用図書（社会（歴史的分野））の採択について

質問順 2 23番 清水隆男

- 3 学校教育の取組について
 - (1) 教育現場における新型コロナウイルス感染症対策について
 - (2) 小・中学校におけるオンライン学習の実施について
 - (3) ステップアップ調査の実施における課題と今後の取組について

質問順 3 24番 小谷英次郎

- 5 子どもたちを守る、子どもたちが輝く教育について
 - (1) 子どもたちを守るCOVID-19対策について
 - (2) 臨時休業の考え方について

質問順 4 16番 楊 隆子

- 1 小田原市における童謡事業について
 - (1) これまでの童謡事業について
 - (2) 今後の童謡事業について
- 3 学校給食調理場の環境整備について
 - (1) 給食調理場のエアコン設置について

質問順 6 19番 井上昌彦

- 2 新型コロナウイルス感染防止対策等について
 - (1) 市立小・中学校における感染防止対策について

質問順 7 5番 荒井信一

- 1 本市の小学校における農業体験学習について
 - (1) 農業体験学習の実施状況について
 - (2) 農業体験学習の狙いについて
 - (3) 農業体験学習のためのボランティアの活用状況について
- 2 自然災害伝承碑の活用について
 - (2) 防災教育の中での自然災害伝承碑の活用について

質問順 8 6番 金崎 達

- 2 コロナ禍における放課後子ども教室の運営について
 - (1) 放課後子ども教室の再開について
 - (2) 人材の活用について

質問順 9 10番 鈴木和宏

- 1 本市のひきこもり対策について
 - (3) おだわら子ども若者教育支援センターの不登校への対応について

質問順 13 3番 川久保昌彦

- 2 新型コロナウイルス感染症対策等について
- (1) 情報提供等について

質問順 18 25番 岩田泰明

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) これまで本市が実施してきた新型コロナウイルス感染症対策の取組と今後の取組などについて
- ア 非特異的対策などについて

※一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
清水 隆男 議員	対コロナ教育現場における感染新型コロナウイルス	教育長	感染力の強いデルタ株に対して、教育現場では感染防止対策をどのように対応しているのか伺う。	文部科学省からの通知によれば、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策については、デルタ株であっても「3密を避ける」、「マスクの適切な着用」、「手洗いなどの手指衛生」などが有効であるとされている。 このため、デルタ株に対しても、引き続きこれらの基本的な感染症対策を徹底してまいりたい。
	施小・中ついで学校におけるオンライン学習の実	教育長	今後、臨時休業となった場合に対し、家庭での使用を想定した貸出し用ルーターの整備状況についてどのような状況か伺う。	貸出し用ルーターは、大規模な臨時休業に備えるため、令和2年度6月補正予算で3,000台分の購入費と通信費を措置し、令和2年9月に納品された。 その後、令和2年度中に本市では臨時休業を行うことはなく、事態が収束していくことも期待されたことから、令和3年度に臨時休業が必要となった際には、通信費を補正予算等で対応することとした。 現在、夏休み明けの登校を控えている児童生徒のうち、通信環境のない家庭に対し、既定予算を流用して通信の契約を行い、ルーターを貸し出しているところである。
		教育長	オンライン学習実施にあたっての、学校や教職員に対し、どのように支援するのか伺う。	教育委員会では、全教職員を対象とした導入時研修、各学校のITリーダーの連絡会、希望者に対する活用研修会等、計画的に研修等を行い、教職員のスキルが向上するよう支援している。 また、本年4月からはICT支援員の派遣や、電話による問合せ窓口を運用し、教職員からの相談に対応している。 この他にも、授業のライブ配信の具体的な操作方法などが一目でわかる資料を作成し、教職員に情報提供した。 今後も、学校や教職員へ様々な支援を継続的に行っていく。
	とス今テ後のブ取アツにつ調査の実施における課題	教育長	今年度実施してみた成果と課題について、伺う。	本調査は、8月下旬に結果が学校に送付されており、現在、結果の分析を行い、今後の活用の仕方を検討している。 調査結果の記された個人結果票には、学力の現状に加え、学習に関するアドバイスが細かく記載されており、一人ひとりを伸ばすための手立てを明示できたことは現時点での成果と捉えている。 本調査を4月に実施し、全国学力学習状況調査を5月に実施したため、両調査を実施した6校の小学6年生は負担であったと声が寄せられていることから、この点を改善することが課題であると捉えている。
		教育長	実施結果について、児童・生徒や保護者に対し今後どのように報告し、結果をどのように活用していく予定なのかについて、伺う。	調査結果の本人や保護者へのお知らせは、「学習に関するアドバイス」等が分かりやすくまとめられた個人結果票を配付して行うこととしている。 この結果票に記載されている一人ひとりの良さと課題は、児童生徒や保護者が家庭学習等に生かすことができると考えている。 また、調査結果のデータは、学校において日々の授業や児童生徒指導の工夫改善を図るための客観的な根拠とすることができるほか、教育施策にも反映していく。
小谷 英次郎 議員	子どもたちを守るCOVID-19対策について	教育長	子どもの感染がいつ始まったのか、現状の数はどうか伺う。	市立幼稚園、市立小中学校、市内保育園から、市に報告があったもののうち、園児、児童・生徒の感染が初めて報告されたのは、令和2年5月であり、直近8月は68人となっている。
		教育長	子どもの感染者数の推移から現状をどのように捉えているのか伺う。	本市における子供の感染者数は、令和2年5月に初めて報告があった以降、令和2年8月に1人、11月まで感染者はなく、12月以降、令和3年6月までは一桁台で推移したが、7月は22人、8月は68人となっており、園児、児童生徒の感染者数は増加が顕著となっていると認識している。 また、全国的な傾向として、従来の新型コロナウイルスに比べ、非常に感染力が強く重症化しやすい可能性が指摘されているデルタ株への置き換わりが進んでいることから、感染症予防対策については、さらに気を引き締めて取り組んでまいりたい。
		教育長	これまでの感染予防対策と現在の対策の違いについて伺う。	令和2年4月の緊急事態宣言時は、幼稚園と小中学校は全国的な一斉臨時休業が行われたが、6月の学校再開以降は、文部科学省発出の学校衛生管理マニュアルに基づき、「3密を避ける」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」の基本的な感染予防対策を継続している。 現在、感染力の強いデルタ株への置き換わりによる感染拡大が進んでいるが、これまでの基本的な感染予防対策が引き続き有効とされていることから、改めてその徹底を図っていると伺うところである。
	に臨つ時休業の考え方	教育長	臨時休業のメリット・デメリットをどのように考えているのか伺う。	臨時休業のメリットは、学校での感染拡大を抑えることができることであり、デメリットは、学校での学習の時間が減少することや、児童生徒の心身への影響が心配されること、保護者の負担が増えることなどが挙げられる。 学校は、子供たち一人一人が、人やもの、出来事などとの直接的な関わりや体験を通して、自己肯定感を高めたり、互いの良さを認め合ったりしながら社会力を育成するという大切な役割があるため、臨時休業はできるだけ避けるべきであると考えている。

※一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
楊 隆子 議員	給食調理場のエアコン設置について	教育長	本市の学校給食調理場の温度と学校給食衛生管理基準で定める温度に差があることについて見解を伺う。	給食の調理場内は学校給食衛生管理基準の25度以下となるように、換気設備により対策しているところであるが、短時間に大量の揚げ物を調理するなどの際に、室温が高温となることがある。 このため、夏場には子どもが食べやすく、また、調理員の負担にもならないように、室温が上昇しやすい揚げ物や焼き物の提供回数を減らすなど、工夫しているところである。
		教育長	学校給食調理場での熱中症対策の状況、熱中症対策となった調理員の有無、熱中症対策の実施責任について伺う。	熱中症の予防については、まず室温が高くなる場所では、スポットクーラーを活用し、温度を下げている。 また、こまめな水分補給とともに、午後の洗浄作業時には窓を開け網戸にしたり、半袖シャツも可としている。 さらに、献立の内容によってはカット済の材料を使うなど作業時間を短縮し、休憩を取るなどの対策を行ってきている。 これらの工夫によりこれまで調理中に熱中症になった例はない。 市には、調理員の適切な労働環境を整える責務があり、引き続き調理員の熱中症対策を図っていく。
		教育長	委託となっている調理場における事故やミスの防止策の実施状況及び市の実施責任について伺う。	調理場内での事故やミスの防止については、日常的な指導や、夏休みに実施している安全管理及び衛生管理等の研修を通して、調理員の理解を深めている。 また、日々の安全点検により施設や調理設備についても注意を払い、安全面に係る対策は優先して実施している。 調理場内で事故等があった場合は、市と受託業者が協力し、原因を究明するとともに、再発防止の対策を講じている。 今後も調理場における事故等の防止については、発注者である市と受託業者が十分に連携・協力して進めたい。
		教育長	給食調理場にエアコンを設置すべきと考えるが、市の考えを伺う。	本市では令和元年度に普通教室へのエアコン設置が完了したが、引き続き特別教室、体育館、給食調理場への設置が課題となっている。 今後のエアコン設置については、優先順位を付け、全体の中で計画的に実施していくこととしている。 なお、令和6年度に建替えが予定されている新給食センターには、エアコンを整備することとしている。
井上 昌彦 議員	市立小・中学校における感染防止対策について	教育長	学校で行っている重症化のリスクの高い児童生徒への対応について伺う。	学校では、基礎疾患がある児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒について、個別の事情を把握し、教職員が情報共有している。 そのうえで、教育活動中には身体的距離の確保に留意するなどの対応を行っている。 また、登校の可否などの判断が必要な場合は、保護者を通じて主治医の見解を確認するなどしている。
		教育長	児童生徒や教職員の心身の状況把握と心のケアについてどのように対応しているか伺う。	児童生徒については、教職員が毎朝の健康観察をはじめ、児童生徒一人ひとりの様子をよく見守り、気になる児童生徒に対して個別面談を行うなど、適切な支援を行っている。 また、児童生徒向けに不安やストレスの対処方法の紹介や相談窓口を周知するお便りを配布したり、心理相談員やスクールカウンセラー等が学校訪問をして相談に応じたりしている。 教職員については、ストレスチェックや管理職の観察により状況を把握し、必要に応じて産業医の面接につなげるなどしている。
		教育長	教職員の感染症対策と出勤できない場合の対応について伺う。	教職員は、毎日の検温や手洗い、マスクを着用するとともに、職員室についても部屋の換気や消毒等、文部科学省からの衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底して行っている。 また、市が教職員向けに先行して実施したワクチン接種を、希望する教職員は夏季休業期間に2回受けている。 教職員が出勤できない場合については、従来のけがや病気で休暇取得時と同様に、学校にいる他の職員が代理で授業を行うなどの対応をしている。
		教育長	学校臨時休業の判断基準はどのようになっているのか、また学校臨時休業は誰がどのように決めるのか伺う。	令和3年8月に文部科学省から発出されたガイドラインに基づき、本市では市立小中学校の臨時休業の判断基準を作成した。 内容としては、同一の学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合等には学級閉鎖をすること、複数の学級閉鎖や学年閉鎖をするなど学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施することとしている。 これらの臨時休業の判断は、学校や地域の感染状況を踏まえ、保健福祉事務所の助言を得て、教育委員会が決定する。
		教育長	9月以降のICTを活用した学習指導について伺う。	次に、ICTを活用した学習指導について質問があった。 学校は現在、短縮授業を行っており、放課後の家庭学習の一部として学習用端末を活用しているほか、自宅待機及び登校を控える児童生徒への学習支援として、授業の様子をライブ配信し、自宅で視聴できるようにしている。

※一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
荒井 信一 議員	況農 に業 つ体 験学 習の 実 施 状	教育長	学校教育において、どのような位置づけで農業体験学習を実施しているのか、また、どのくらいの小学校で実施され、どのくらいの児童が学習しているのか、伺う。	本市の小学校では、総合的な学習の時間や生活科等で主に野菜の栽培や稲作、柑橘類の収穫等に取り組んでいる。 農業体験学習はすべての小学校で実施しているが、対象学年は1つの学年から全学年まで、小学校ごとに異なっている。
	ての農 狙業 体 に 験 つ 学 習	教育長	農業体験学習の実施方法には様々なものが考えられるが、学習の狙いについて伺う。	農業体験学習のねらいとしては、作物を育てることを通して、生命の尊厳、自然の偉大さを学ぶことや食への興味関心を喚起すること、農家とのふれあいの中で、農家の苦労や工夫を知り、収穫の喜びを感じるなどが挙げられる。
	用農 況業 に 験 つ 学 習 の た め の ボ ラ ン テ ィ ア の 活	教育長	農家から農業体験学習へのボランティアの支援を受けている小学校は、どの程度あるのか。また、支援を受けるに当たっての条件等はどのようなになっているのか伺う。	小学校25校中、17校が農業体験学習の実施に当たり、農家の支援を受けている。 支援を受ける際の条件等については、基本的に農家のボランティアによって成り立っており、支援者と事前の打合せを十分に行い、支援していただく内容等の共通理解を図りながら実施している。
		教育長	農作物の栽培には、種まきから収穫まで様々な過程があるが、農業体験学習において、農家の関わりはどの程度の範囲となっているのか、伺う。	農業体験学習への農家の関わりの範囲は、小学校ごとに異なっており、年間を通して農家の指導の下、農業を体験している学校もあれば、苗植えや作物の収穫等、作業工程を絞って農家に関わってもらう学校もある。
	い災 害防 災 伝 承 育 の 中 で の 活 用 に 自 然	教育長	自然災害伝承碑の意味の学習と記録の継承は重要であり、小田原の過去の災害について知らない世代への防災教育に役立てる必要があると考えるが、見解を伺う。	自然災害伝承碑は、過去に発生した地域の災害の記録を刻み付けた、今も生き続ける教訓であり、子供たちが自らの身を守るために役立つ、後世に継承していくべきものと認識している。 本市発行の小学校社会科副読本「わたしたちの小田原」では、酒匂川沿い等に安置された地蔵像や水神(すいじん)像、治水工事の完成を記した治水碑等について掲載し、児童に紹介している。 また、これらの石造物を実際に見学し、地域学習の観点から防災について学習している学校もある。
金崎 達 議員	放 課 後 子 ど も 教 室 の 再 開 に つ い て	教育長	放課後子ども教室のこれまでの事業概要を伺う。	本市の放課後子ども教室は、平成24年度に小規模特認校としてスタートした片浦小学校に設置した後、順次拡大し、令和元年度には市内全25小学校への設置を完了した。 事業概要としては、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域社会の中で、心豊かで健やかに育むことを目的に、地域の方々の協力の下、学校の宿題を中心とする学習支援のほか、昔あそび、読み聞かせなどの多様な体験学習を行っている。
		教育長	放課後子ども教室は、どのようなスタッフ構成になっているのか、また、市として求めている人材についてどのように考えているのか伺う。	スタッフには、活動内容の立案等を行うコーディネーター、児童への学習支援を行う学習アドバイザー、出欠席の管理や活動中の見守りを行う安全管理員がおり、1教室当たり3人から5人程度のスタッフで運営している。 また、求める人材については、学習支援を行う学習アドバイザーには原則として教員免許を持つ方を充てているほか、他の役割の方々も含めて全てのスタッフについて、児童の成長過程に応じて適切に関わっていくことができるとともに、常に児童に寄り添うために努力を惜しまない人材を求めている。
		教育長	令和3年度の放課後子ども教室の実施方法を伺う。	現在のコロナ禍において、感染予防と学習保障の両立に全力を尽くしている学校現場の負担を考慮すると、子どもたちの安全を確保しながら放課後子ども教室を開催することが困難であるため、片浦小学校以外の学校では、実施を見合わせている状況にある。 今後は、できる限り密を避けるため、参加者を絞った少人数での開催や、体育館等の広いスペースを利用した自由に遊ぶ場の提供など、開催方法を工夫して実施することを検討しており、地域における感染状況等に十分注意しながら、子どもたちの放課後の居場所づくりに努めてまいりたい。
	人 材 の 活 用 に つ い て	教育長	放課後子ども教室が中止となった際に、教員経験者などのスタッフをどのように学校現場で活用しているか伺う。	これまでの活用実績としては、臨時休業後の令和2年6月に学校を再開した際、片浦小学校を除く24小学校の学習アドバイザー61人のうち半数以上の35人の方々に、スクールサポートスタッフや個別支援員として、学校現場で勤務していただいたところである。

※一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 和宏 議員	おだわら子ども若者教育支援センターの不登校への対応について	教育長	おだわら子ども若者教育支援センターの不登校児童生徒への支援の取組について伺う。	おだわら子ども若者教育支援センターでは、不登校または不登校傾向の児童生徒や保護者を対象に、教育相談員や心理相談員が、児童生徒の心のケアや教育相談に取り組んでいる。 また、学校へ行きたいと思う気持ちはあるものの、登校が困難な児童生徒を対象に教育相談指導学級を運営するとともに、学校には登校できるものの、集団での学習や生活などが苦手な児童生徒に対して支援を行う校内支援室を開設している。 さらに、不登校児童生徒の家庭訪問を行い、本人や保護者と相談等を行うための、不登校生徒訪問相談員を中学校へ派遣している。
		教育長	教育相談指導学級での活動内容について伺う。	教育相談指導学級では、登校の難しい児童生徒が、社会で自立する力を身に付けるため、個別や小集団での活動に取り組んでいる。 具体的な活動としては、児童生徒が自分で学習内容を決めて自分のペースで進める学習や読書などに取り組むほか、仲間や先生と触れ合いながら、卓球やバドミントン等のスポーツやレクリエーション、植物や野菜の栽培などの活動も行っている。 また、人とのコミュニケーションと生活体験の充実を図るため、地域の方々の協力を得て、ものづくり教室やお菓子作り教室等の体験や、みかん狩り、海釣り等を行っている。
		教育長	不登校生徒訪問相談員の活動内容と実績について伺う。	不登校生徒訪問相談員は、学校と連携しながら、児童生徒の家庭を訪問し、本人の家庭での様子を聞いたり、悩みや不安等の相談を受けたり、学校の連絡等を伝えたりして、本人や保護者を支援している。 これまでの取組により、毎年、家庭訪問した児童生徒の半数程度が、学校生活の再開や、教育相談指導学級への通級につながるなど、訪問相談による成果が見られている。 今後も、不登校生徒訪問相談員の取組を含め、不登校児童生徒への支援の充実に努めてまいりたい。
川久保 昌彦 議員	情報提供等について	市長	市立保育園や市立学校の陽性者が確認された場合において、感染防止を最優先とした市民等への情報提供やコロナ関連情報の公表の在り方について、市長の見解及び判断基準を伺う。	市立の保育園や学校で陽性者が確認された場合、保健福祉事務所の助言指導に基づき、休園や休業とする際は、その旨を公表する。 公表の際は、児童生徒へのいじめ、偏見、差別等を防止する観点から施設名は公表していないが、当該保育園及び学校の保護者には適時適切に情報を提供し、少しでも安心を得られるよう務めているところである。 今後も感染状況等を正確に把握し、市民の安心安全や感染防止に繋がる情報提供に務めてまいりたい。
岩田 泰明 議員	いとルてこて今スきれ後感たまの染新で取症型本組対コ市な策ロがどのナ実にとウ施つ組イし	教育長	夏季休業明けに市内小中学校で短縮授業を実施すると判断した理由と期待される効果について伺う。	市内小中学校の児童生徒の新規感染者数は、7月は1カ月で6人だったのに対し、8月は24日時点で30人を超えるなど、児童生徒への感染が急速に拡大している状況が見られた。 このため、学校再開にあたり、児童生徒の学校内での感染リスクを軽減するために、午前中のみ短縮授業とするとともに、給食の喫食も各家庭の状況や要望等に応じ選択できるようにした。 これらの対策を講じることにより、一定の授業時間を確保しながら、教育活動を継続することができていると考えている。

*一般質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
楊 隆子 議員	小田原市における童謡事業について	市長	本市のこれまでの童謡事業についての実績と評価を伺う。	北原白秋が小田原在住中に多くの童謡を創作したことから、本市では平成10年に白秋童謡館開館以後、全国童謡フェスティバルの開催や白秋童謡の散歩道の整備など、様々な事業に取り組んできた。 平成30年には「白秋童謡100年」と銘打ち、小田原童謡大使の任命をはじめ、市民や民間団体の参加も得ながらミニコンサートやトークイベント、特別展示など多彩な事業を行ったところである。こうした取組を通じて白秋童謡の魅力や認知度は着実に広がってきているものと評価している。
		市長	三の丸ホールオープニングセレモニーが開催されたが、童謡事業は今後どのような予定になっているのか。	小田原市民ホール開館記念事業として、9月19日にボニージャックス、ベイビーブーの両グループによる小田原童謡大使コンサートを開催し、幅広い世代の皆様により良い歌声と絶妙なハーモニーとともに童謡の魅力を楽しんでいただくとともに、今年は市内の小学校4校を対象にベイビーブーの皆さんによるアウトリーチ事業を実施する予定である。 今後も、様々な機会を捉え、童謡大使の皆さんの歌を通して白秋童謡が生まれた小田原の風土や童謡のまちとしての魅力を次世代に継承してまいりたい。
		市長	「童謡のまち小田原」の童謡文化を継承し、発展していく事が大事と考えるが、市の展望を伺う。	小田原の豊かな風土における人々との交流を通して生み出された白秋童謡は、作品に込められた思いや情景とともに将来に向けて大切に引継いでいくべきものであると考えている。 市としては、図書館所蔵の北原白秋の関係資料などの活用による実績の発信はもちろんのこと、白秋童謡をモチーフとして市民、民間団体を取り組む文化活動との連携や、その支援を通じて童謡のまちとしての認識や魅力が広がるよう取組を進めていきたい。
荒井 信一 議員	自然災害伝承碑の活用について	市長	国土地理院において、自然災害伝承碑についての取組みが行われていることを、承知しているかについて伺う。	国土地理院が全国の自治体と連携して情報収集を行い、「自然災害伝承碑情報」として公開していることは承知している。ここには、令和3年9月1日現在、315市区町村で1,050基の自然災害伝承碑が登録されている。近隣では、南足柄市にある富士山の宝永噴火に伴う酒匂川の洪水被害と治水事業について記されている「文命東堤碑」や、箱根町にある昭和23年のアイオン台風による犠牲者を追悼した「延命菩薩像」などが登録されている。
		市長	本市も過去に大規模な自然災害に見舞われてきたが、江戸時代以降、どのようなものがあったか伺う。	江戸時代以降、元禄16年（1703年）の元禄地震をはじめとする大地震や、宝永4年（1707年）の富士山の大噴火とそれに伴う酒匂川の洪水、二宮尊徳の生家も被災したと言われる寛政3年（1791年）の水害などがあった。明治時代以降も、明治35年（1902年）の大海嘯や大正12年（1923年）の関東大震災、昭和24年（1949年）には小田原に上陸したキティ台風による水害などがあった。
		市長	市内の自然災害伝承碑の有無と、その調査について伺う。また、伝承碑とはならずとも、自然災害の記録はどの程度残されているのか伺う。	郷土文化館では、博物館構想推進事業の一環として地域資源調査を行っており、自然災害に関係するとみられる21基の自然災害伝承碑等を把握している。そのうちの1基については、現在市民ボランティアとともに進めている石造物調査において確認したものである。自然災害伝承碑以外では、被災状況や復興の様子を記録した古文書や、「関東大震災」の被災状況を写した古写真が数多く残され、加えて、「大海嘯」の惨状を描いた絵巻等がある。

決算特別委員会 総括質疑（教育部・文化部）

質疑順 1 日本共産党 田中利恵子委員

- 3 (款) 10教育費 (項) 2小学校費 (目) 2教育振興費 放課後児童健全育成事業における委託料のうち、
(1) 放課後児童クラブ運営 (令和2年度債務負担行為設定) について

質疑順 3 緑風会 角田真美委員

- 4 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費のうち、修学旅行延期等費用補償金について
(1) 内訳について
5 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 5図書館費のうち、小田原駅東口図書館管理運営事業について
(1) 小田原駅東口図書館開館後の利用状況について

質疑順 8 志民・維新の会 鈴木敦子副委員長

- 4 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 5図書館費
(1) 図書館学習イベント開催事業について

質疑順 10 誠風 鈴木和宏委員

- 2 教育施設の維持修繕の在り方について
(1) 学校要望の聞き取り方法について
(2) 優先順位の決め方について

***決算特別委員会 総括質疑（教育部）**

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
日本共産党 田中 利恵子 委員	放課後児童クラブ運営（令和2年度債務負担行為設定）について	教育長	民間委託後に、経験を積んだ支援員等が減った理由について伺う。	この度の委託化に当たっては、市で雇用していた方のうち、勤務の継続を希望された全ての方が、委託事業者に再雇用されている。 離職された方の多くは、年齢や体力的なことが理由であると伺っている。
		教育長	2020年9月現在、すべての放課後児童クラブにおいて、支援員等の配置基準は守られていたのか伺う。	国の基準では、児童40人に対し支援員等を2人以上配置し、うち1人は資格を持たない補助員でもよいこととなっている。 本市では、国の基準よりも手厚く、児童35人に対し支援員等を2人以上配置することとしており、国の基準をしっかりと守っている。
緑風会 角田 真美 委員	内訳について	教育長	修学旅行延期等費用補償金326万5,313円の内訳について伺う。	令和2年度の小中学校の修学旅行は全校で中止となり、これに伴い取消料等が発生したが、市では保護者の負担軽減のため、これらの費用を公費により負担した。 その内訳は、取消料として、小学校25校分で169万5,100円、中学校3校分で132万2,493円、積立金の返還に係る振込手数料が24万7,720円であった。 なお、全校分の取消料等の総額1,000万7,609円のうち、674万2,296円については、国のGoToトラベル事業の対象であったため、市の負担にはならなかった。
誠風 鈴木 和宏 委員	り学校方法要に望の聞き取	教育長	学校施設の老朽化が進む中で、学校からはどのように修繕の要望を集めているのか。	修繕及び工事を計画的に実施するため、毎年3月から4月頃に学校に対して工事要望について書面による調査を実施している。 これに基づき、5月末までに現地でヒアリングと実地調査を行い、状況を確認している。
	に優先順位の決め方	教育長	限られた予算の中では、優先順位を決めて実施しなければならないが、どのような基準で優先順位を決めているのか伺う。	維持修繕については、学校から多種多様な要望があるため、子供たちの安全・安心に関わるもの、学習や生活環境に影響があるものを最優先して対応することとしている。 次に、法改正などにより対応しなければならないもの、それ以外のものの順で対応することとしている。

***決算特別委員会総括質疑（文化部）**

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
緑風会 角田真美 委員	小田原駅東口図書館管理運営事業について	文化部長	小田原駅東口図書館はビジネスマンや学生が利用することを思っているが実際はどうであるか伺う。	令和2年10月19日の開館から令和2年度末までの新規登録者数は3,205人で、これは閉館した旧市立図書館の令和元年度中の新規登録者数の約10倍にあたる。また、令和2年度の貸出者数をみると、高校生世代及び20代から30代においては、中央図書館を上回っていることや、夕方以降、学生や若い世代の閲覧席利用が目立つことから、開館前に見込んでいた若者層の利用拡大につながっている。コロナ禍での開館時間の短縮等の影響にも関わらず、多くの利用があったことについては、大いに評価できるものである。

*決算特別委員会総括質疑（文化庁）

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
志民・維新の会 鈴木敦子副委員長	図書館学習イベント開催事業について	文化部長	令和2年度に中止した子ども向け学習イベントの代替として実施したことがあるか。また、令和3年度子ども向け学習イベントの実施状況について伺う。	令和2年度は、中央図書館では代替事業として絵本の読み聞かせを中心とする講演をインターネット動画配信で実施した。また、小田原駅東口図書館においては、予約制で開設している子育て支援センターに図書館職員が出向くかたちで、絵本の読み聞かせを連携して実施した。 令和3年度は感染拡大状況を踏まえ、参加を少人数としたり、感染防止対策を図りながら実施することとし、絵本の読み聞かせや調べる学習チャレンジ講座、1日図書館員、学習用図鑑に親しむ会などの子ども向けイベントを順次再開している。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その 11）
（令和 3 年 10 月 28 日時点）

1 令和 3 年 9 月 29 日時点の状況

緊急事態宣言が 9 月 30 日で解除されることとなったため、学校（園）宛て、改めて感染症対策の徹底を依頼しました。

（1）学校施設（グラウンド・体育館等）

適切な感染予防対策を実施することを前提に 10 月 1 日から使用を許可。ただし、夜間の使用については、午後 9 時までに短縮。

2 令和 3 年 10 月 25 日時点の状況

（1）学校施設（グラウンド・体育館等）

適切な感染予防対策を実施することを前提に 10 月 25 日から**通常運営（夜間の使用は午後 9 時 30 分まで）**とする。

3 施設（令和 3 年 10 月 28 日現在）

夜間の使用については、原則として午後 9 時 30 分（通常の閉館時間）までとする。

※令和 3 年 10 月 28 日時点の対応状況。閉館時間は各施設で異なる。

施設名称	対応状況
小田原文学館、白秋童謡館	開館
郷土文化館	開館
松永記念館	開館
尊徳記念館	開館
清閑亭	開館
旧松本剛吉別邸、皆春荘	開館（土・日曜日、祝休日 11 時～15 時）
小田原駅東口図書館	開館（閲覧席は申込制）
中央図書館（かもめ）	開館（閲覧席数を制限） 談話コーナーでの食事は不可
いずみ図書コーナー	開館（閲覧席数を制限）
マロニエ図書室、こゆるぎ図書コーナー けやき図書室、尊徳記念館図書室、国府津 学習館図書室	開館
生涯学習センターけやき	開館
生涯学習センター国府津学習館	開館

4 イベント

イベント名	日程	対応	担当
夢見遊山いたばし見聞楽	11月3日(祝)	中止	郷土文化館
小田原民俗芸能保存協会後継者育成発表会	11月7日(日)	中止	文化財課
小田原市遺跡講演会	11月20日(土)	中止	文化財課
小田原市遺跡調査発表会	11月21日(日)	中止	文化財課
地区公民館いきいきフェスタ	11月27日(土)～28日(日)	中止	生涯学習課

令和3年度上半期寄付採納状況について

物品

	寄付者	寄付物品	見積額	用途先
1	小田原市前川 前羽幼稚園 保護者と教師の会 会長 工藤 沙久良	つみき1式、絵本、ゲームボックス	29,895 円	前羽幼稚園の備品として
2	匿名	キーボード	約 10,000 円	前羽小学校の備品として
3	小田原市本町 小田原箱根商工会議所青年部 会長 石塚 順一	渋沢栄一が教えるお金の話の 絵本「おかねってなあに？」	不明	小学校用図書として
4	東京都世田谷区 寺島 正芳	絵葉書（相州小田原酒匂川の堤防他）ほか3件7点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
5	小田原市寿町 小田原ロータリークラブ 会長 加藤 芳雄	園児向け図書	約 60,000 円	幼稚園用図書として
6	小田原市栄町 ナック商店会 株式会社 中村屋	移動式バトミントン支柱、バトミントンネット	約 60,000 円	おだわら子ども若者教育支援センターの備品として
7	東京都世田谷区 寺島 正芳	絵葉書（相州小田原関係）ほか24件75点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
8	匿名	エジュウ（赤飯贈答容器）	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
9	小田原市国府津 国府津卓球クラブ 代表 佐藤 和久	卓球台	50,301 円	国府津中学校の備品として
10	茅ヶ崎市中海岸 山本 守司	北条家虎朱印状ほか6件26点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として

11	小田原市国府津 医療法人武井内科医院 院長 武井 和夫	朝日写真ニュース 1年分	不明	前羽小学校の備 品として
12	匿名	書籍	約 200,000 円	桜井小学校の図 書として
13	匿名	出征旗ほか 11 件 35 点	不明	郷土文化館の展 示・研究資料とし て
14	匿名	琴	不明	報徳小学校の備 品として
15	小田原市中村原 飯田 克巳	マスク	不明	下中幼稚園の衛 生用品として
16	小田原市鬼柳 イノス株式会社 代表取締役 井上 崇	生徒用デスク、チェア	約 2,000,000 円	中学校の備品と して
17	匿名	製氷機 (保健室用)	175,890 円	国府津中学校の 備品として
18	匿名	生産・生業 (足袋職人) 関係資 料 ほか 36 件 304 点	不明	郷土文化館の展 示・研究資料とし て
19	小田原市中村原 (株)式町水晶 Music Office 代表取締役社長 式町 啓子	漫画「水晶の響」 書籍「脳性まひのヴァイオリニ ストを育てて～母子で奏でた 希望の音色～」	約 85,000 円	全小・中学校の 書籍として
20	小田原市成田 小田原市立豊川小学校 PTA	拡大機	474,650 円	豊川小学校の備 品として
21	匿名	YAMAHA 電子ピアノ	不明	富水小学校の備 品として
22	匿名	小学館の図鑑 NEO 深海生物	2,200 円	町田小学校の図 書として

23	小田原市石橋 片浦小学校を支援する会	大玉	約 170,000 円	片浦小学校の備品として
24	小田原松風ライオンズクラブ 会長 矢嶋 義巳	空気清浄機、カラーサークル、 メラミンカラーテーブル、エコ チェア	約 570,000 円	おだわら子ども 若者教育支援セ ンター「はーもに い」の備品として

現金

	寄 付 者	寄付金額	寄付目的	使 途 先
1	匿名	100,000 円	三の丸小学校の図書充実ため	三の丸小学校
2	匿名	400,000 円	下府中小学校、酒匂小学校、富 士見小学校、酒匂中学校の図書 充実のため	下府中小学校、 酒匂小学校、 富士見小学校、 酒匂中学校
3	匿名	100,000 円	奨学基金積立金として	奨学基金積立 金
4	ピースロード in Japan 小田原実行委員会 事務局長 西村 豊	120,000 円	市内小学校の図書充実のため	市内小学校

事務担当
 教育総務課 総務係
 電話：3 3-1 6 7 1

資料 10

令和3年度上半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について

災害発生期間 令和3年4月1日～令和3年9月30日

種 別	所 属 職 名	傷 病 名	災 害 発 生 状 況
該当者なし			

事務担当
教育総務課 総務係
電話：33-1671